

■p. 73 問題 12 解説

解説を以下のように訂正いたします。

誤：傷害罪が成立する。

正：傷害罪は成立しない。

■p. 118 問題 2

問題文を以下のように訂正いたします。

誤：指示・命令・囑託・誘導等の態様による場合であってもよいし、また、暗示的・不作為による場合であってもよい。

正：指示・命令・囑託・誘導等の態様による場合であってもよい。

※不作為による教唆につきましては諸説ありますが、否定するのが通説とされています。もっとも、「不作為による教唆」がどうかというよりは、「犯罪の決意を生じさせたか」という観点で判断する必要があります。その意味では、黙示や暗示、不作為による教唆も成立し得る、というのが少数説の根拠と考えられます。試験対策という意味においては深入りせず、不作為による教唆は不成立、と覚えておくのが得策だと思います。そこで、本問は一部誤りとして訂正してお詫び申し上げます。